

2022年9月27日

千教組闘争速報 11号②

2023年度教育予算等に関する
県教委交渉

「2023年度教育予算等に関する県教委交渉」

県教委回答
再質問
要望
重点要求 太字波下線

[教職員配置]

1. 教育の機会均等やより良い教育にむけ、以下の項目について予算を確保するよう文部科学省及び関係府省に強くはたらきかけること。

① 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元すること。

千葉県教育委員会としても、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保証するよう全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会を通じ、国に要望している。

【教育総務課（人事給与室給与管理班）】

② 全学年30以下学級などの少人数学級の実現を図ること。まずは、中学校の35人以下学級を早期に実現すること。

国に対しては、法改正により中学校の35人以下学級についても早期に拡充するよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な教職員定数の活用ができるよう制度の見直しを働きかけている。

【教職員課（人事）】

③ 教育の質の向上と子どもと向き合う時間を確保するため、小学校における専科指導の充実による指導体制への支援を図ること。

県教育委員会では、担任の負担軽減と教育の質の向上を図るため、今年度から「小学校専科非常勤講師等配置事業」を新たに実施することとし、7月までに65校に79人を配置した。今後も、県の予算による非常勤講師の配置を進めるとともに、教職員定数の改善について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望していく。

【教職員課（人事）】

④ 中学校の免許外教科担任を解消するための教員を増員すること。

免許外教科担任を解消するため、令和4年5月1日現在、教科担任講師を84校に104人配置している。今後とも、免許外教科担任の解消に努めていく。

【教職員課（人事）】

⑤ 少人数指導等を充実させるための教員を増員すること。

国に対しては、法改正に伴う35人学級の拡充にあたり少人数指導等に係る加配定数の維持に努めるよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な教職員定数の活用ができるよう、制度の見直しを働きかけている。

【教職員課（人事）】

⑥ 特別な支援を要する児童・生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の学級編制基準を引き下げること。

特別支援学級の学級編制基準については、現在のところ変更する予定はない。

なお、県としては、国に対して、全国都道府県教育長協議会等を通じて、「小中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、義務標準法を改正し、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること」など、財政措置の拡充について要望している。

【教職員課（人事）】

<要望>

現在、義務標準法において小中学校とも特別支援学級の学級編制基準については、上限は8人となっているのは承知している。しかしながら、他県の状況を見ると山梨県では県独自で学級編成基準を8人から7人に、山形県では8人から6人に引き下げて、指導・支援を充実させるための体制強化やきめ細やかな対応をしている。また、文科省から出ている資料では、直近10年で義務教育段階の児童生徒は1割減少する一方で、特別支援学級の児童生徒数は2.1倍となっており、千葉県においても1.8倍と増加している。全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出す教育が求められている状況であり、ぜひとも、千葉県においても、特別な支援を要する児童の増加傾向に対応するため、特別支援教育の充実に向けて独自で編制基準を引き下げる等検討していただきたい。

⑦ 通級指導教室担当者1人の指導対象となる児童・生徒数の上限を引き下げること。

国に対して、全国都道府県教育長協議会等を通じて、「発達障害のある児童生徒への通級による指導を担当する教員については基礎定数化を着実に進めるとともに、配置基準の引下げを図ること」など、財政措置の拡充について要望している。

【教職員課（人事）】

⑧ 外国人子女等日本語指導のための教員の配置を増やすこと。

外国人子女等日本語指導のための加配教員は、小学校83校、中学校21校、義務教育学校1校の計106校に76名を配置している。外国人児童生徒への対応を目的とした教職員については、今後も国の動向を見守るとともに、必要な定数については、市町村教育委員会や関係機関と協議の上、国に対して増員を要望していく。

【教職員課（人事）】

⑨ 教職員の長時間勤務の改善にむけて、スクール・サポート・スタッフの配置の拡充を図ること。

本年度のスクール・サポート・スタッフは、令和4年7月末の時点で245校に258人を配置している。

国に対しては、スクール・サポート・スタッフなどの教員以外の専門スタッフ・地域人材について、希望する全ての公立学校に配置するなど補助制度の一層の拡充を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、スクール・サポート・スタッフ等の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充することを働きかけている。

【教職員課（人事）】

⑩ 教育支援体制整備事業費補助金の補助率を2分の1に引き上げること。

国に対しては、スクール・サポート・スタッフなどの教員以外の専門スタッフ・地域人材について、希望する全ての公立学校に配置するなど補助制度の一層の拡充を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、スクール・サポート・スタッフ等の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充することを働きかけている。

【教職員課（人事）】

2. 公立小中義務教育学校学級編制基準及び公立小中義務教育学校定員配置基準を改善し、特に、以下の項目における教職員の配置を拡充すること。また、県費負担教職員の確保にかかわる予算の増額を図ること。

① 小・中学校における増置教員の配置基準を改善すること。当面、小学校 11 学級以下、中学校 15 学級以下の学校への増置教員の配置拡大を図ること。

令和3年度に小学校 12 学級の増置教員配置基準を改善したところであるが、さらに増置教員配置基準を引き下げるとは、県単独予算による大幅な定数増を伴うため、現状では困難である。

今後とも、児童生徒数の増減及び学級数の推移等を勘案しながら、国から措置される定数を最大限に活用していく。

【教職員課（人事）】

② 小規模校や複式学級設置校、特色ある教育課程を編成する学校への教員の配置拡大を図ること。また、複式学級編制基準を下げること。

本県では、11 学級以下の小学校にも、学級担任以外の増置教員を 1 名配置して、校内指導体制の充実を図っている。

さらに増置教員の配置拡大を図ることや複式学級編制基準を引き下げるとは、県単独予算による定数増を伴うため、現状では困難である。

【教職員課（人事）】

③ 学級編制の基準日を修了式の日とし、全学年において、修了式後の転出により学級減が生じた場合は、元の学級数を維持する弾力的な学級編制ができる予算措置をすること。

児童生徒数を正確に把握するためには、学級編制基準日を入学式・始業式の日とすることが、現状では最も適当であると考えており、これを変えることは考えていない。

なお、小学校第 1 学年及び第 5 学年については、修了式後に学級減の対象となる人数まで減った場合、一律に学級減としない学級編制の弾力的な運用をしている。対象を全学年に広げるとは、定数増を伴うため困難である。

【教職員課（人事）】

④ 千葉県の配置基準を小学 5 年から中学 3 年まで 35 人に引き下げること。県独自の基準をもとに配置された教職員に関しては、学校の裁量のもと弾力的な運用ができる制度とすること。

少人数学級の推進については、国の定数を活用していることから、さらなる教職員定数改善計画が策定されない状況で、学年を拡大することは困難である。

【教職員課（人事）】

⑤ 教科指導の専門性をもった教員によるきめ細かな指導や教育の質の向上、持ちコマ数の軽減のための小学校専科をさらに拡充すること。

県教育委員会では、担任の負担軽減と教育の質の向上を図るため、今年度から「小学校専科非常勤講師等配置事業」を新たに実施することとし、7月までに65校に79人を配置した。

今後も、県の予算による非常勤講師の配置を進めるとともに、国の定数を活用して、専科教員の配置を進めていく。

【教職員課（人事）】

＜現場の声（船橋支部 木村書記長）＞

今年度、船橋市内の小学校に小学校専科非常勤講師として、小学校教諭で定年を迎えられた2名の方が配置された。

2名の先生方にはそれぞれ3、4年生の算数の授業を週5時間、各学年2クラスずつ受けもっている。担任がT2で入ることもなく完全に一人で受け持っている。7月には熊谷知事にも授業の様子を訪問され、有用性についてご理解いただいた。

また、3、4年生の担任は、多学年に比べ、授業数は多いのだが、専科指導の教科が少なく、どこも持ちコマ数が多く、空きコマが少ないというのが通例であった。そこで、専科に週5時間持っただけということとは、持ちコマ数が減り、その余裕ができた時間を他の教科の教材研究にあてることができ、専科以外の教科でも教育の質が向上できる、さらに、業務改善にもつながっている。

小学校専科が配置された学校現場からは、教科指導の専門性をもった教員によるきめ細やかな指導をいただけることで学力向上に繋がれることはもちろん、校内の教員数が増えて教科指導以外でも校内の対応がしやすくなったという声や、ベテランの先生方に来ていただいたことで、若年層の授業構成や板書の仕方の指導や掲示物作成などをしていただいていた大変助かっているという声が届いている。

しかし、その一方で、一日3時間という短い勤務形態のため、小学校専科の先生ご本人も学校現場の先生方も困っているという声も届いている。

まず、授業準備の時間が確保できないという点。9：00～11：30までの勤務なので授業を行ったあと、次の授業準備をする時間がなく、結局給食も食わず、残っていただいていることもあるようだ。2点目は多少空きコマがあるにしても周りの方とのコミュニケーションをとる時間がないということである。受け持っている学級の担任とも打合せが必要であること、ベテランの先生で、体育や書写にも大変長けておられ若年層に熱心にご指導いただいているそうである。だからこそ、もっと時間が欲しいというのが正直なところである。専科の配置については、学校の実情や専科の方に応じて学年や教科も柔軟に対応できるとさらに助かる。来年も配置していただけるのか、1年間だけの配置なのか。さらに、他の学校も同じ様に専科を望んでいる。

今年度配置した学校への配置を継続して行うとともに、小学校専科の増置および勤務時間の延長など、さらなる拡充をお願いします。

＜再質問＞

県予算の今後の配置見込みにあるように、次年度以降も配置校は拡充していく予定なのか。

また、勤務形態等、学校や講師の実情等に応じて、柔軟に対応できるようにならないのか。

＜再回答＞

配置校数については、国の加配とあわせて活用しながらすすめていくため、配置については、拡充していく。なお、非常勤講師の勤務時間等については、今年度の実情等を踏まえて検討していこうと考えている。また今後、担当する教科については、本事業の開始にあたって、教科の特性を踏まえて設定してあるので、当面、現在の教科でとりくみを続けていきたい。

【教職員課（人事）】

<要望>

まずは、今年度新たに県独自で「小学校専科非常勤講師等配置事業」として新たに実施していただき、ありがたい。現場の声にもあったように、専科が入ることで担任の持ちコマ数が減る。それによって負担が軽減され、その余裕ができた時間を他の教科の教材研究にあてることができ、専科以外の教科でも教育の質が向上できる。ぜひ、勤務形態等、学校や講師の実情に応じて柔軟に対応してほしい。また、現在、千葉県の教職員の年齢構成では、ベテラン層や若年層が多く、中堅層が少ない状況である。来年度から導入予定の定年引上げに伴い、力のあるベテラン層が60歳以降も働きたいと思える環境づくりが必要であると考え。そこで、柔軟な勤務形態のもと、小学校専科非常勤講師等配置事業を活用していくよう検討していただきたい。

⑥ 特別支援教育の充実や多学年指導の解消をすすめるため、学校現場の実情を把握し教員等を増員すること。

県としては、国に対して、全国都道府県教育長協議会等を通じて、「小中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、義務標準法を改正し、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること」や「発達障害のある児童生徒への通級による指導を担当する教員については基礎定数化を着実に進めるとともに、配置基準の引下げを図ること」について要望している。

【教職員課（人事）】

<現場の声（長生支部 木村書記長）>

千葉県教育委員会の策定した「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」には、「障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現」にむけ、ご尽力いただいていることに感謝申し上げる。

特別支援学級には、異なった学年の児童が在籍している。例えば、1年と6年生の児童が同じ教室の中で、同時に学習をしているわけである。学年が多学年にわたるだけでも、それぞれの発達段階に応じた指導が必要となる。しかしそれ以上に、特別支援学級に在籍する児童については、特にその個人の能力に応じた指導が必要となる。限られた時間の中で、一人の学級担任が、異なった発達段階、能力の差の大きい複数の児童に対して、きめ細やかに配慮した授業を構想することは、非常に難しいと言わざるを得ない。現場の学級担任は、在籍する児童一人一人の能力や可能性を最大限に引き出そうと授業準備、教材研究に日々努力していることをまず、ご理解いただければと思う。

また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを配置することとなっており、特別支援教育推進の中心となっている。文科省が示している特別支援教育コーディネーターの役割は、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担うとされ、その業務は多岐にわたる。実際に学校現場では、「クラスの中で個別の支援を必要とする子どもや気になる子ども」について学級担任から相談を受けることがよくある。そのような場合、実際の児童の様子を観察することも必要となる。しかし、特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級の担任が兼務している場合が多く、そのような際には、最大8名となる、自分の学級の児童が交流学級に行っている空き時間を活用するか、自習にするかの選択肢しかない。本来であれば学級の子どもたちと一緒にいる時間、交流での様子を見る時間等を何とか教務や他の教員に学級に入ってもらい、時間を生み出し、対応している。担任からの十分な聞き取りが必要とされているが、実際の姿を見ていないのに、適切な助言はできない、というのが現場の生の声である。

また、保護者の相談に応じたり、個別の支援計画の作成について助言を求められることがあったり、校内委員会の運営も担当していたりと、到底、教頭や担任を兼務して務まる業務量ではない。そのような中で、現場の声として、通常学級の児童も、特別支援学級の児童も同じように一人一人を大切に、全ての児童をきちんと見て、その能力に応じた支援をきめ細やかおこなっていくため

には、担任外の専任の教員が必要であるとの声があがっている。

今後、千葉県すべての小中学校において、児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育が実現されるよう、ぜひとも学校現場の実情に耳を傾けていただき、特別支援にかかわる教員を増員してくれるよう要望する。

<再質問>

国や県でも重点に置いている特別支援教育の充実のためには、支援学級に在籍する子どもが多い学級にはサポートできる教職員が必要ではないか。特にその中で担任と特別支援教育コーディネーターを兼務している場合には、特別支援教育コーディネーターの業務を行う上でもサポートできる教職員が必要ではないかと考えるがいかがか。

<再回答>

1. ⑥でも答えたが、特別支援教育にかかわる教職員定数の改善については、現在国に要望しているところである。今後も引き続きしっかりと要望していきたい。

<要望>

多学年指導の解消について、新潟県では「特別支援学級の1学級の児童数又は生徒数は8人以下」しながらも、留意点として特別支援学級の編成を「同学年の児童生徒で編制することが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制する。」とし、多学年指導にならないようにしている。静岡県では、特別支援教育充実事業として、多人数（7、8人）の自閉症・情緒障害学級を有する学校がある市町の小・中学校へ非常勤講師を配置している。また、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」では、障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実に向けて、「特別支援教育コーディネーターの専門性の向上が図られ、小・中学校等における特別支援教育が更に充実」とある。学級編制基準の引き下げ等、今後とも国に要望するとともに、特別支援教育の充実にむけ、学校現場の実情をご理解いただき、県独自の教員等の増員についても検討してほしい。

⑦ 実態にあわせた生徒指導や不登校の児童・生徒等に対応できるよう、県単独で措置している教職員を増員すること。

児童生徒支援のための加配教員については、いじめ対応、不登校児童生徒・問題行動支援、学習支援等を目的として、今年度299名を配置した。

また、生徒指導充実のために、県単独予算でさらに26名の定数を確保している。県の厳しい財政状況下において、生徒指導充実のための定数を増員することは、現状では困難である。

【教職員課（人事）】

<要望>

8月26日に行われた「第9回生徒指導提要の改訂に関する協力者会議配付資料」での生徒指導提要の案では、チーム学校による生徒指導体制の重要性を示している。文部科学省が2021年10月に発表した「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、原因は様々であるが、小・中学校における不登校の児童生徒数は過去最多となっている。加配を受けている学校からの話を聞いたところ、「大人の目が増えることで問題が起こる前に対応できる」や「加配のおかげで救われている子どもがいる」ということだった。もちろん、児童生徒にとってプラスだけでなく、教職員の負担軽減にもつながっている。このような素晴らしい制度を今後も継続できるよう、国に対するはたらきかけとともにぜひ県単独配置を少しずつでも拡大できるよう強く要望する。

⑧ 養護教諭の全校配置を堅持すること。さらに、多様化する児童・生徒の心身の健康問題に対応するため、複数配置基準を引き下げるとともに、学校の実情に応じた弾力的な複数配置をすすめること。

養護教諭については、現在、3学級以上の本校に配置するとなっているが、すべての本校に配置するよう努力している。また、国から定数が措置されない分校についても、配置しているところである。複数配置基準を引き下げるとともに、複数配置校を拡大することは、定数増を伴うため現状では困難である。

【教職員課（人事）】

<要望>

国から定数が措置されない分校についても、継続して配置していただき、ありがたい。生徒指導提要の案では、「性的マイノリティー」に関する項目も新たに追加され、養護教諭の役割についても示されている。また、不登校児童生徒に関わる際の要であり、インターネット問題の相談・通報窓口やいじめや虐待などの問題、非行や性に関する課題についても養護教諭は発見しやすい立場とされている。複数配置基準を下げることは困難とのことだが、養護教諭から「個別対応が必要な子どもの数は数年前と比較し明らかに増えていると感じる。」という声を聞いている。

令和5年度の文科省の概算要求でも、養護教諭がより一層きめ細やかな心身のサポート・ケアを行える体制にむけ、「子供の心身の健康を担う養護教諭等の業務支援の充実」が新規事業として追加された。

複数配置基準が下がるとありがたいが、それが難しい場合は会計年度任用職員や教員業務支援員など様々な方法で人を増やす工夫を要望する。

⑨ 標準法の規定にもとづいた県費職員としての学校事務職員の全校配置を堅持するとともに、国の基準に準じた小学校27学級以上、中学校21学級以上については複数配置とすること。

事務職員の配置基準については、3学級以上の本校に配置するとなっているが、すべての本校に配置するよう努力している。また、事務の共同実施センター校に複数配置をする等、配置の工夫を行っているところである。配置基準については、今後とも、児童生徒数及び学級数の推移等を勘案しながら、検討していく。

【教職員課（人事）】

⑩ 学校事務職員の「就学援助加配」については、引き続き速やかに配置すること。また、配置基準を引き下げるとともに、基準に満たなくなった場合には県独自で経過措置を設けること。

学校事務職員の「就学援助加配」については、国の加配条件に基づいて配置していく。定数は、国の法に従って単年度措置されるため、配置基準を引き下げることや県単独予算を措置することにより、前年度の配置数をすべて確保することは困難である。

【教職員課（人事）】

⑪ 児童・生徒数の減少により、養護教諭や学校事務職員が複数配置の基準に満たなくなった場合、県独自で経過措置を設けること。

養護教諭や学校事務職員の複数配置の定数は、国の法に従って単年度措置されるため、県単独予算を措置することにより前年度の配置数のすべてを確保することは困難である。

【教職員課（人事）】

- ⑫ 充実した食教育の実施や感染症・アレルギー対応のために栄養教諭及び学校栄養職員（共同調理場を含む）の配置基準の改善を引き続き行うこと。

学校栄養職員の単独調理場の配置基準については、児童生徒数の推移等を勘案し、令和3年度に給食児童生徒数の合計数を975人で除した数から950人で除した数へと改善したところである。また、栄養教諭についても配置数を拡大できるよう検討していく。

栄養教諭、学校栄養職員を含む教職員定数については、国が措置することが基本であることから、引き続き「全国都道府県教育長協議会」等を通じ、国に定数改善を要望していく。

【教職員課（人事）】

- ⑬ 学校統合の場合は、統合前年度及び初年度に加配教員を配置すること。また、学校事務職員も加配で配置できるように定員配置基準を改正すること。

今年度は、統合を行った小学校8校、中学校3校、義務教育学校2校に加え、統合前年度の小学校2校、中学校2校の計17校に加配教員を配置した。

学校事務職員の学校統合に係る定数を増やすことは、現状では困難であるが、今後の統廃合や国からの定数措置の状況等を勘案しながら、検討していく。

【教職員課（人事）】

- ⑭ 共同調理場が統合する場合、栄養教諭及び学校栄養職員を加配で配置できるように定員配置基準を改正すること。

学校栄養職員の共同調理場の配置については、国の基準に準じて行っている。

栄養教諭、学校栄養職員を含む教職員定数については、国が措置することが基本であることから、引き続き、「全国都道府県教育長協議会」等を通じ、国に定数改善を要望していく。

【教職員課（人事）】

- ⑮ きめ細かな指導のための非常勤講師を拡充すること。

現行の市町村立学校非常勤講師等配置事業を拡充することは、本県の厳しい財政状況を考えると、現状では困難である。

今後とも、きめ細かな指導のための非常勤講師の確保に努めていく。

【教職員課（人事）】

3. 働き方改革や教職員の時間外勤務削減にむけて効果の高いスクール・サポート・スタッフを全校配置すること。配置にあたり国の予算だけで足りない部分については、県費で補えるよう予算措置すること。

本年度のスクール・サポート・スタッフは、令和4年7月末の時点で245校に258人を配置している。県の厳しい財政状況下において、県費で予算措置を増やすことは、現状では困難であるが、来年度に向けて、国の予算拡充の動きや市町村等からの要望を踏まえ、配置の在り方を検討していく。

なお、国に対しては、スクール・サポート・スタッフなどの教員以外の専門スタッフ・地域人材について、希望する全ての公立学校に配置するなど補助制度の一層の拡充を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して要望するとともに、県としては「国の施策に対する重点提案・要望」において、スクール・サポート・スタッフ等の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充することを働きかけていく。

【教職員課（人事）】

<再質問>

スクール・サポート・スタッフは、学校における働き方改革推進において学校現場にもたらす効果は非常に大きい。来年度、さらに予算化して拡充していく予定はあるのか。

<再回答>

スクール・サポート・スタッフの配置事業については、国予算案をもとに、千葉県予算案が決定するため、引き続き全国都道府県教育長会議等を通じて、国の予算拡充に向けて要望していく。

<要望>

8月15日の永岡文部科学大臣記者会見でも、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、やはり依然として長時間勤務の職員が多く、引き続き、取組を加速させる必要があると認識をしていると発言している。このため、教員業務支援員、スクールサポートスタッフ等の支援スタッフの充実についても発言しており、昨日30日の会見においても支援スタッフの拡充が大事であると発言している。

令和5年の文科省の概算要求においてもSSSの配置について今年度の2.3倍の要求をしている。長生地区のある学校では、教育実習をした学生がSSSとしてその学校で働き、そこで様々な経験を積み、今年度新採として採用された。そこで、予算措置された人員を確実に配置するため、県内の大学と連携をして、教育に関心のある学生がSSSとして働く機会を設定することで、将来の教員のなり手としても期待ができるのではと考える。働き方改革に直結するSSSのより良い配置と拡充がなされるよう、予算・人の確保・配置においてさらに注力するよう要望する。

4. いじめ・不登校等の対策をはじめとする学校支援体制強化のための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間、配置校数の拡充を図ること。

スクールカウンセラーについては、年々配置校を増やし、令和4年度当初、全公立小・中学校へ配置し、小学校については、隔週配置校を前年度から104校増の280校とした。高等学校は、前年度から8校増の97校、さらに、教育事務所等6カ所に配置するとともに、県立特別支援学校1校に、新規に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーについては、令和4年度当初、小中学校18校、県立高等学校21校に配置するとともに、県全体のニーズに柔軟かつ機動的な支援を行うことができるよう、教育事務所5カ所には3名ずつ配置し計44カ所に54名体制にしたところである。今後も、児童生徒等に必要な支援が行き届くよう、相談体制の充実に努めていく。

【児童生徒課（生徒指導・いじめ対策室）】

<再質問>

スクールカウンセラーについて小中学校に全校配置していただき、ありがたい。しかしながら、小学校によって、配置時間が月1回、月2回等が混在している状況である。そこで、小学校配置のスクールカウンセラーの配置時間を今後拡充していく予定はあるのか。

<再回答>

スクールカウンセラーの配置については、小学校における隔週配置校の拡充など、今後も、各学校における教育相談体制の充実に努めていく。

<要望>

不登校児童生徒数の増加や児童虐待相談の急増による様々な課題を抱える児童生徒への早期支援や児童虐待発生時の迅速・的確な対応にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは今後ますます必要不可欠になっていくと考える。また、6月の文教常任委員会において、県では経験豊富なSCをスーパーバイザーとして15名雇用しているとの回答があった。GIGAスクール構想に伴い、ネットいじめやトラブル等、課題は多様化しており、今後ともチームとして対応できる体制を構築してほしい。

また、柏市では市独自でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しており、様々な問題に対し、担任一人で抱え込まず、チームで対応できるような体制づくりをしている。ぜひとも、次年度以降もスクールカウンセラーの配置時間やスクールソーシャルワーカーの配置校数をさらに拡充するよう要望する。

5. 長期研修生の増員を図ること。

本県教育の推進者を育成するという長期研修制度の趣旨を踏まえ、長期研修生を派遣するために必要となる国からの定数を確保できるよう、努めていく。 【教職員課（人事）】

6. 以下の項目における教職員を配置するよう市町村にはたらきかけること。

① 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズや不登校の問題に対応できるよう、地方財政措置された特別支援教育支援員をすべての学校に配置すること。また、学校の実情に応じた複数配置の促進に努めること。

平成19年度から、特別支援教育支援員を各市町村が配置できるよう、地方財政措置されている。県としては、その配置の充実について、令和4年1月31日付け「令和4年度特別支援教育に係る地方財政措置の予定について」により、各市町村に対して周知を図ったところである。今後も、特別支援教育支援員の計画的な配置と有効活用について、各種会議等を通じ、市町村に働きかけていく。

【特別支援教育課（教育支援室）】

《現場の声（印旛支部 木村書記長）》

特別支援教育支援員は昨年度の8月に学校教育法施行規則に加わり、教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する職員として、具体的な職務内容は、「基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助」「学習支援」「学習活動、教室間移動等における介助」等が挙げられている。

現場の声を聞くと、この特別支援教育支援員がいることで、特別支援学級の子どもたちへ学級での支援の手が行き届くようになったことはもちろん、特別支援学級の児童生徒に対する人手が多くなった分、交流している通常学級に行ける回数が支援員と一緒にいくことで多くなり、通常級の子どもたちとの関わりもより深くなっている。また、支援員が個別に配慮を要する子につくことで、今まで一人ではとりくことが難しく、できなかった教材も、支援員がいることで補助することができ、児童生徒が主体的にとりくめるようになり、子どもたち自身の成長を感じることができたなどの声も現場から聞かれる。

また、通常学級に特別支援教育支援員が入っている学校では、個別に支援を要する子どもに寄り添い、学習の補助などをして下さったり、小学校低学年のトイレのサポートをして下さったりと、とてもありがたいとの声をよく聞く。学級の子どもたちを複数の教職員で関わることで、きめ細やかな対応が可能となる。

このように、学校現場では特別支援教育支援員がいることで、様々な子どもたちのニーズに応えることができ、生活面や学習面で大きな成果を上げている。

しかしながら、それぞれの市町村の様子を見ると、毎年全ての学校から支援員の要望はあるものの、地方財政の限られた財源では全ての学校配置は難しく、学校規模や子どもの支援内容によって、優先順位を付けて配置せざるを得ない状況である。また、それぞれの市町村で財政に差があり、市町村によっては学校に支援員が複数いるなど、それが今後の教育格差につながる心配もある。

個別に支援を要する全ての児童生徒が、いきいきと主体的に学校生活を送るためにも、全ての小中学校に特別支援教育支援員を配置できるようにそれぞれの市町村にさらに呼びかけていただきたい。また、学校の実情に応じた支援員の複数配置の促進についても願います。

<再質問>

令和3年8月23日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令において、特別支援教育支援員について追加され、配置の促進を促している。各市町村の特別教育支援員の配置状況は把握できているのか。

<再回答>

特別支援教育支援員については、文部科学省が毎年特別支援教育支援員調査を実施しており、県教育委員会が各市町村からの回答の取り纏めを行っていることから、各市町村の配置状況については把握しているところである。

<要望>

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」では、主な施策7の学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実において、「学校教育法施行規則に規定された職員の活用」を挙げている。その中で、「学校教育法施行規則に規定されている特別支援教育支援員等の配置を検討し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、小・中学校等における指導・運営体制の強化を図っていきます。」とある。

千教組による調査では、未配置の学校があることや勤務時間及び日数や人数が足りない実態を把握しており、実態に合わせて必要な支援員の配置、勤務条件の改善を求めていく必要があると考えている。市町村によって差が生じることがないようにすべての学校に配置するよう市町村に強く働きかけるよう要望する。

- ② 学校図書館法の一部改正にともない、すべての学校に専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を配置すること。

一部改正法の附則では、「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、学校司書の配置については、国の動向を踏まえて検討していく

【教職員課(人事)】

- ③ 部活動指導員の配置を積極的にすすめること。

県教育委員会では、部活動指導員を配置する市町村に対し、その経費の一部を補助する「部活動指導員配置事業」を継続している。今後も、効果的な活用方法を周知するなど、引き続き、各市町村教育委員会に対し配置を積極的にはたらきかけていく。

令和4年度5月現在、14市町73配置

令和5年度の配置希望、15市町105人(7月現在)

【保健体育課(学校体育班)】

- ④ 地方財政措置されているICT支援員の配置をすすめること。

県教育委員会では、ICT教育担当者連絡協議会等で市町村教育委員会に対して情報通信技術支援員(いわゆるICT支援員)の配置の推進をお願いしているところである。また、学校のICT化を支援する人材の確保に向けて、人材の紹介や派遣等を行っている事業者等に関する情報提供を県教育委員会ウェブページで行っている。

【学習指導課(ICT教育推進室)】

⑤ 日本語指導員の配置を積極的にすすめること。

外国人子女等日本語指導のための加配教員は、小学校 83 校、中学校 21 校、義務教育学校 1 校の計 106 校に 76 名を配置している。

外国人児童生徒への対応を目的とした教職員については、今後も国の動向を見守るとともに、必要な定数については、市町村教育委員会や関係機関と協議の上、国に対して増員を要望していく。

【教職員課（人事）】

＜要望＞

令和 4 年 3 月に文科省から出た「日本語指導が必要な児童生徒受入状況等に関する調査結果の概要（速報）」では、日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にある。また、令和 4 年 6 月に改訂された「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」においても日本語指導が必要な外国人生徒の在籍人数は 1.53 倍に増加している。日本語指導が必要なすべての外国人児童生徒等に、日本語指導教員による指導を行えるようにするためには、県と市町村が連携し、市町村の実情に応じた支援を行うことが必要である。今後とも増加が予想される日本語指導が必要な外国人生徒に教員を適正に配置するとともにその保護者に対しても支援するよう要望する。

⑥ 学校における医療的ケア実施体制充実にむけ、医療的ケア看護職員の配置をすすめること。

令和 3 年度は、県内の 13 市が、国の補助制度である「医療的ケア看護職員配置事業」を活用して、小・中学校等 33 校に 41 人の看護師を配置した。

令和 4 年度は、16 市町の小・中学校等 49 校に 69 人の看護師を配置するため国に補助申請をしているところである。

県教育委員会では、市町村教育委員会を含めた各地区別ネットワーク、並びに地区代表が集まったの総括ネットワーク会議を活用し、小・中学校等におけるニーズと課題を踏まえた医療的ケアの実施体制構築の支援を行っている。今後も、県内各地域において、特別支援学校が中心となり、小・中学校等での医療的ケアの実施体制が構築できるよう支援を進めていく。

【特別支援教育課（教育課程指導室）】

《現場の声（東総支部 青柳書記長）》

千葉県教育委員会から出されている「第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画」の基本的な考え方にあるように、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現に向けて、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

令和 3 年 9 月 18 日、医療的ケア児とその保護者を支えるために「医療的ケア児支援法」が施行された。

その中の基本理念には、医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮する。居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるようにするとある。

現在、東総支部内の旭市の小学校に医療的ケア看護職員が 1 名配置されている。実際に配置されている学校の児童、保護者からはもちろんのこと、教職員とくに養護教諭からは大変ありがたいとの声を聞いている。

配置される前は、毎日該当児童の保護者が来校し、養護教諭とともに児童の体調管理をしていた。おそらく精神面も含め大変な苦慮があったと推察される。

配置をされてからは、専門的な知識と経験から該当児童に対して適切な対応ができること。また、契約の中で、該当児童に関わる時間以外は養護教諭の補助をするということになっており、他の児童のけがの手当をしたり、養護教諭のサポートをしたりと学校において無くてはならない存在になっている。

また別の視点から見ると、コロナ禍における養護教諭に求められる業務はふくれあがっており、地域や学校によって違いはあるが、消毒作業、体調管理、症状がある児童生徒への対応等、大変な状況は今も続いている。それに加え不登校傾向の児童生徒への対応などもあり、とうてい一人では厳しい状況がある。さらに医療的ケア児がいるという状況を考えると、大変な苦労があったのではないだろうか。

そういった状況の中、看護職員がいることで児童生徒・保護者・学校・教職員の安心感は、はかりしれないものがある。

先ほど説明した旭市では、医療的ケア看護職員の配置は現在1名であるが、さらに需要が有り明日9月1日から3名の配置になる。現場の教職員からは、感謝の声が上がっている。

しかしながら、まだまだ医療的ケア看護職員の認知が進んでいない状況があり、配置に至るまでは、働いてくれる方を探すことを含め苦慮した状況もあったようである。今後、医療的ケア看護職員の意義や役割を含めた認知についても進めていただき、必要な状況がある学校にすみやかに配置ができるよう、しくみ作り等を含めより進めていただければと思う。

今後、すべての学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒とそうではない児童生徒が相互に理解をし、共に学ぶ体制が整えられることを願うとともに、我々もすべての子どもたちが元気に笑顔で安心した学校生活を送れる環境づくりをめざしていくことを誓い発言を終わる。

<再質問>

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」にある専門家チームの配置や役割について具体的に教えてほしい。

<再回答>

小中学校等における医療的ケアの理解促進及び実施体制の構築を支援するため、小中学校等や市町村教育委員会の要請に応じて、会議や研修会に医療的ケアに関する知識を有する専門家、医師や看護師などの医療関係者、医療的ケアを実施している特別支援学校の校長、医療的ケアコーディネーターなどを派遣することができるよう、医療的ケア専門家チームの配置を検討していく。

<要望>

現場の声にもあったように、医療的ケア児がいる学校において看護職員がいることでの児童生徒・保護者・学校・教職員の安心感は非常に大きいものである。県では7月に「千葉県医療的ケア児等支援センター」が開設され、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」において、「医療的ケア児が入学直後から安全・安心に学校生活を送ることができるよう、就学前段階の医療的ケア児の情報を収集し、早期から学校、保護者、看護師、医師や関係機関等が連携できるようにしていきます。」と示している。また、回答にもあったように文科省でも「切れ目ない支援体制整備事業」として今年度医療的ケア看護職員配置事業を拡充している。ぜひとも、県内各地域において配置事業を周知し、医療的ケア児の支援体制を早期に構築できるよう要望する。

[学校施設・設備、消耗品、専門スタッフ等]

7. 学校施設・設備等、以下の点について、地域間格差が生じないように国及び市町村にはたらきかけること。また、県独自に予算措置を講じること。

① 児童・生徒・教職員の熱中症のリスクを軽減し、学びの機会を保障するために特別教室に空調設備を完備すること。

令和3年度から国では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、特別教室等の空調設置など防災機能強化対策事業等について、重点的かつ集中的に対策を講ずるとしている。

空調設備の整備については、学校設置者である市町村の判断によるものと考えているが、県教育委員会としては、引き続き、市町村における施設整備が円滑に進むよう国の補助制度の活用に係る周知・助言など必要な支援を行うとともに、国に対しては整備に必要な財源の確保や国庫補助制度の充実等について要望していく。

【財務課（財務・助成班）】

- ② 体育館の耐震補強やトイレの洋式化を進めるとともに、空調設備を完備し、猛暑時でも学習機会が保障され、災害時の避難所としての機能も備えた学校施設となるよう改善すること。

令和3年度から国では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、体育館等のトイレの洋式化や空調設置など防災機能強化対策事業等について、重点的かつ集中的に対策を講ずるとしている。

体育館等のトイレの洋式化や空調設備の整備については、学校設置者である市町村の判断によるものと考えるが、県教育委員会としては、引き続き、市町村における施設整備が円滑に進むよう国の補助制度の活用に係る周知・助言など必要な支援を行うとともに、国に対しては整備に必要な財源の確保や国庫補助制度の充実等について要望していく。

【財務課（財務・助成班）】

- ③ 老朽化等による危険をとまなう校舎・施設・設備の改築、改修を行うこと。

令和3年度から国では「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、公立小中学校施設の計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策等について、重点的かつ集中的に対策を講ずるとしている。

学校施設の長寿命化を図る老朽化対策等については、学校設置者である市町村の判断によるものと考えるが、県教育委員会としては、引き続き、市町村における施設整備が円滑に進むよう国の補助制度の活用に係る周知・助言など必要な支援を行うとともに、国に対しては整備に必要な財源の確保や国庫補助制度の充実等について要望していく。

【財務課（財務・助成班）】

- ④ 防犯カメラや防犯用外灯・インターホン、AED の設置及び定期点検、避難経路の確保等、学校の安全対策・防犯対策を講じること。

市町村立小・中学校等については、まず、市町村教育委員会で責任をもって取り組むべきものとする。

県教育委員会としては、市町村教育委員会において、学校の実状に応じた措置がとられるよう、指導及び助言をしていく。

【学校安全保健課（安全室）】

- ⑤ 子どもたちにとって安全・安心な学校が維持できるように、学校施設・設備の点検作業を定期的に業者等の専門家に委託すること。

市町村立小・中学校等については、まず、市町村教育委員会で責任をもって取り組むべきものとする。

県教育委員会としては、市町村教育委員会において、学校の実状に応じた措置がとられるよう、指導及び助言をしていく。

【学校安全保健課（安全室）】

- ⑥ 食材と働く人の安全を保てるように「学校給食衛生管理基準」に準じた学校給食施設・設備の改善を図ること。

国に対しては、本年7月に「令和5年度国の施策に対する重点提案・要望」の中で、「学校教育施設の整備に係る事業については、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること」をはたらかけたところである。市町村立学校については、まず、市町村教育委員会で責任を持って取り組むべきものとする。県教育委員会としては、市町村教育委員会において、学校の実情に応じた措置が取られるよう、指導助言をしている。

【保健体育課（給食班）】

- ⑦ 電話回線の増設（保健室等）、校内電話の整備、ナンバーディスプレイ付き電話機の設置、休憩室の設置等、学校施設・設備の充実を図ること。

市町村立小中学校における休憩室の設置等については、校舎の新築や増改築の際に、市町村において検討し整備するものと考えており、その工事費について、国の補助制度を活用できる場合もある。なお、電話回線の増設、校内電話の整備等については、各市町村において整備を進めていくものと考えている。

【財務課（財務・助成班）】

- ⑧ GIGA スクール構想実現に向け、遅延の発生しないネットワーク環境などの ICT 環境の整備を早急にすすめること。また、保守管理、更新等の費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

高速ネットワーク環境の整備については、54 自治体が国の補助を申請し、令和 2 年度末までにすべての市町村で整備が完了している。また、ネットワークや端末の保守管理、通信環境整備及びこれに伴う通信費の増加や耐用年数を踏まえた 1 人 1 台端末の更新及び処分に要する費用について、必要な財政措置を講じるよう国に対し、要望しているところである。

【学習指導課（ICT 教育推進室）】

- ⑨ 未だ終息の見通しが立たない感染症の拡大防止の観点から、教育現場の実情に応じた保健室の環境整備をすすめること。

市町村立学校を対象とした保健室環境の整備については、まず、市町村教育委員会で責任をもって取り組むべきものとする。

県教育委員会としては、市町村教育委員会において、学校の実情に応じた措置がとられるよう、指導助言していく。一方で、令和 3 年度から 4 年度にかけて、各市町村教育委員会に対し、国の感染症対策のための補助金を活用した、感染症対策としての備品や消耗品の購入について、国への手続き等の支援を行っている。

【保健体育課（保健班）】

- ⑩ 多目的トイレやスロープ・昇降機の設置等、すべての児童・生徒がともに学ぶことのできる環境を早急に整備すること。

改正バリアフリー法の施行に伴い、文部科学省において、学校施設バリアフリー推進指針及び公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標が定められ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に、緊急かつ集中的に整備することになった。

県教育委員会では、市町村に対し、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるよう要請しているところである。また、障害のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化を推進しようとする市町村に対し、国の補助制度等の活用について周知・助言を行うとともに、国に対しては、市町村が行う整備に必要な財源の確保や、国庫補助制度の充実等について、引き続き要望していく。

【財務課（財務・助成班）】

⑪ 勤務時間を客観的に把握するための IC カードやタイムカード等をすべての学校に導入すること。

県教育委員会では、令和3年3月に、「学校における働き方改革推進プラン」を改定するとともに、市町村教育委員会に対し、「プラン」に基づき、総労働時間の短縮に向けた業務改善や教職員の意識改革に取り組むようお願いしてきたところである。

県立学校においては、令和2年度4月から全校に IC カード式のタイムレコーダを設置し、令和2年11月からは、IC カード式タイムレコーダ管理システムを導入することで、出退勤時刻を客観的に把握するとともに在校等時間の報告を求めているところである。市町村立学校の教職員の勤務時間の管理については、服務監督権者である市町村教育委員会が対応するものであるため、「プラン」の教育委員会が推進すべき具体的取組に、「ICT の活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する」ことを設定し、管下全ての学校において客観的・定期的な勤務状況の把握を促進している。

【教職員課（企画調整班）】

<再質問>

教職員の勤務時間の管理における具体的取組の令和3年度の結果について、県として結果をどう捉えているのか伺いたい。

<再回答>

令和3年度は「学びをとめない」という考えから、感染対策を講じながら教育活動をおこなっているため、負担感が増し、かつ時間外が多くなったと捉えている。過去の調査と比較すると極端な長時間労働は改善しているものの、学校全体の業務量の削減については、さらなるとりくみが必要であると認識している。

<要望>

「学校における働き方改革推進プラン」は、年度ごとに数値目標を出していることで進捗状況を確認でき、成果や課題が年度ごとにわかるので、とても意味がある。「教職員の出退勤時刻を ICT の活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する。」という項目では、令和3年度の目標値 85% のところ、達成率 58.5% であり、課題が浮き彫りとなった。もちろん、市町村立学校の教職員の勤務時間の管理については、服務監督権者である市町村教育委員会が対応するものであることは承知している。しかし、勤務時間は県の条例で定められており、労務管理を確実にを行うためには、給与負担者として県も勤務時間に一定の関心と責任感を持つべきだと考える。

ぜひ、令和4年度の目標値を達成するためにも、客観的勤務時間管理ができていない教育委員会に対して、より強い指導を行い、しっかりとした労務管理ができる体制を整えてもらいたい。

⑫ 帰国または外国人の児童・生徒が、校内だけでなくオンライン授業など家庭でも円滑にコミュニケーションを図れるようにするため、また保護者との連絡を円滑にするため音声翻訳機等の整備をすすめること。

県立学校において、拠点校3校を設置し、音声翻訳機を導入するとともに、効果的な使用方法等、調査・研究を進めている。今後は、調査結果を市町村教育委員会に周知していく他、各市町村で進む ICT 環境の整備等を生かし、学校が児童生徒等とオンラインで日本語指導及びコミュニケーション等が図れるようなシステム等の検討や支援体制の構築を進めていく。

【参考】

拠点校

生浜高等学校定時制

市川工業高等学校定時制

佐倉東高等学校定時制

【学習指導課（義務教育指導室）】

⑬ 総合型の地域クラブの育成等を市町村にはたらきかけ、地域間格差が生じないようにすること。

本年度の組織改編により、総合型地域クラブの所管は、生涯スポーツ振興課となった。

県教育委員会としても、今後、少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことのできる機会を確保する必要があると考えている。引き続き、生涯スポーツ振興課や県スポーツ協会等には、総合型地域スポーツクラブ等の育成について、はたらきかけていく。

【保健体育課（学校体育班）】

⑭ 部活動における家庭への金銭的負担が大きくなるないように、支援をすすめていくこと。

県教育委員会では、市町村教育委員会学校体育担当者に対して、運動部活動の地域移行に係る家庭の負担について比較的低廉な額となるよう、説明を行ったところである。

また、生活困窮家庭における補助等についても、国に対して引き続きはたらきかけていく。

【体育課（学校体育班）】

[公費負担]

8. 教育関係地方財政として措置された以下の項目について、各市町村にはたらきかけること。

① 就学援助費（準要保護）については、地域間格差が生じないよう、制度の拡充にむけてとりくむこと。

準要保護者への就学援助については、事業主体である市町村が地域の実状に応じ就学援助に係る施策を推進しているものと考えている。

【財務課（財務・助成班）】

② 「義務教育諸学校における教材整備計画（令和2～11年度）にかかる地方財政措置について、確実に教材整備費に充当すること。

各市町村における義務教育予算については、各市町村の実情に応じて適切に編成されているものとする。

【学習指導課（義務教育指導室）】

③ 学校図書購入費に関する基準財政需要額を適正に措置すること。また、「学校図書館図書整備等5か年計画（2022～2026年度）」にかかる地方財政措置について、確実に学校図書整備費、学校図書館への新聞の複数配置費、学校司書の配置等に充当すること。

県教育委員会としては、平成22年度より、県独自の取組として「優良・優秀学校図書館」の認定事業を行っている。今年度から新たに「学校図書館への新聞の配備」についての調査項目を追加し、また、公立高等学校、県立中学校も事業の対象としている。この調査結果をもとに、予算の確保や児童生徒の読書活動の充実が図られるよう、各教育事務所を通じて市町村教育委員会に働きかけていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

④ 物価高騰にともなう学校給食等に関する負担軽減のため「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を、高騰する食材費の増額分に充当すること。

物価高騰により、学校給食への影響等が懸念されることから、県教育委員会では、市町村教育委員会へ、国の経済対策を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただくよう、これまで複数回にわたり周知文を送付し、活用を促している。今後も、各市町村がこのような制度を活用し、保護者の負担軽減を図ることができるよう、引き続き情報提供を行っていく。

【保健体育課（給食班）】

9. 教育費の保護者負担の軽減を図るため、国庫負担・補助金、地方交付税交付金等を拡充するよう、特に以下の点について国にはたらきかけること。

① 教材費や消耗品費等を拡充すること。

市町村における義務教育予算については、各市町村の実情に応じて適切に編成されているものと考えている。県教育委員会では、全国都道府県教育長協議会等を通じ、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財政措置を講ずるよう要望している。

【財務課（財務・助成班）】

② 教育の機会均等の観点からも就学援助費（要保護）拡充を図ること。

就学援助費の充実については、全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に対して、補助金申請額を圧縮することなく、引き続き全額を交付決定するように努めるとともに、補助単価の引上げなど制度の充実を要望しているところである。

【財務課（財務・助成班）】

③ 学校事故に対する救済を万全とするため、故意・過失の有無や施設・設備の瑕疵の有無を問わず、すべての事故を救済対象とする学校災害保障制度の確立を図ること。当面、独立行政法人日本スポーツ振興センター法における災害給付額の引上げ、認定基準の拡大、共済掛金の保護者負担がなくなるようにすること。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校教育が円滑に実施できるように、国・学校の設置者・保護者のそれぞれの分担による協力関係によって成り立っている、いわば助け合いの制度である。県教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、対応していく。

【児童生徒安全課（安全室）】

④ 義務教育諸学校の教科書無償制度を堅持すること。また、デジタル教科書についても無償制度の範囲内とすること。

義務教育諸学校の教科書無償制度が堅持されるよう、今後も国と連携しながら教科書給与事務に関する取組や、市町村教育委員会への指導・助言に努めていく。

また、デジタル教科書については、紙の教科書との併用の考え方や本格導入に伴う無償化など、国の動向を注視しながら、無償制度の範囲内となるようはたらきかけていく。

【学習指導課（義務教育指導室・ICT教育推進室）】

10. 公立高校授業料無償制の復元を国にはたらきかけること。

平成 25 年度までの授業料無償制においては、無償化前から授業料が全額免除されていた低所得者層には恩恵がないことや、低所得者にとっては、授業料以外の教育費も大きな負担であるなどの課題が挙げられていた。

そこで、国では、低所得者層への支援を充実させるなど、制度の見直しを図ることとし、限られた財源の中から、その費用を捻出するため、授業料無償制に所得制限を導入することとしたと聞いている。県としては、この見直しにより、低所得者層の教育費負担の一層の軽減が図られるなどの効果があると考えている。

【財務課（会計指導班）】

11. 奨学金貸付事業の支給要件や返還方法をさらに改善すること。また、奨学のための給付金についてはさらなる拡充を図ること。

千葉県奨学資金貸付事業は、平成 23 年度に大幅な見直しを行い、奨学資金の統合や成績要件の廃止、貸付月額の選択制及び返還計画の変更制度を導入するとともに、平成 24 年度には、卒業後、一定の収入を得るまでの間、返還を猶予する制度を導入した。また、返還者の利便性の向上のため、時間に縛られずにいつでも利用可能なコンビニ収納を開始、口座引落とし可能な銀行についても随時追加を行っており、令和 3 年度からはゆうちょ銀行の口座引落としも可能となった。

次に、奨学のための給付金事業であるが、住民税所得割非課税世帯については、令和 4 年度も給付額を増額したところである。また、令和 2 年度から引き続き、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、新入生に対し給付金の一部を早期に給付するとともに、家計が急変した世帯に給付する制度の拡充を行っている。

【財務課（育英班）】

[その他]

12. 通学路の安全を確保するため、歩道や歩道橋、ガードレール、外灯等の設置、危険箇所の改善に向けて、国・市町村にはたらきかけるとともに、県独自でも改善に向け早急に必要な予算措置を講じること。

通学路の安全確保にあたっては、令和 3 年度に「小学校の通学路の緊急一斉点検」を、各市町村教育委員会に対し、学校関係者、警察署、道路管理者の三者で連携した点検や対策について依頼し、抽出した対策必要箇所への対策を進めているところである。

県教育委員会では、必要な対策が着実に推進できるよう、関係部局、県警本部からなる通学路安全対策会議を継続的に開催し、安全対策の推進に努めるとともに、市町村教育委員会に対しても、対策必要箇所への速やかな対応を働きかけている。

【児童生徒安全課（安全室）】

13. 研修や出張にかかる旅費について、学校への配当金を増額すること。また、追加配当についても教育現場の実情に応じて早期に配当すること。

県財政状況が厳しい中、学校においても限られた予算の中で、効果的な執行をするよう、教育事務所を通じ依頼しているところである。また、年度途中で教育事務所を通じ過不足調査を複数回実施し、一般旅費や研修旅費等について、実績に応じた追加配分を行うなど、学校の実情に即した適切な予算配分に努めているところである。

【財務課（財務・助成班）】